

# 生徒指導関係規程

# 生徒指導規程

## 前 文

この心得は、本校生徒としての学校内外における生活基準を示したものである。各自が本校生徒としての自覚と責任をもって、有意義な学校生活を送り、地域社会の発展に貢献する有為な人物となるためにも、次の事項を守るよう心がけなければならない。

## 第 1 章 校 内 生 活

### 〔礼 儀〕

第 1 条 良き社会人としての資質を養うため、節度ある行動を心がけ品位の向上に努めること。

- 1 来客や、教職員には礼もしくは会釈をする。
- 2 生徒相互においても挨拶をする。
- 3 言葉づかいは明朗かつ丁寧であること。

### 〔身だしなみ〕

第 2 条 本校生徒としての誇りを失わないよう質素清潔であること。

#### 1 服 装

- (1) 制服は本校指定のものを着用する。本校の制服における正装は、ブレザー、ワイシャツ、ネクタイ、リボン、スラックス（ベルト着用）、スカート、ベスト（寒さ対策、着用は自己判断）とする。ただし、ワイシャツは、ボタンダウンやフリル等装飾の無い白無地のものとする。
- (2) ブレザー、ネクタイ、リボン、スラックス、スカート、及びベストについては本校指定のものを着用することとし、変形及び加工などは禁止する。
- (3) ワイシャツは、ボタンダウンやフリル等装飾の無い白無地のものを着用することとし、ベルト、ソックス、ストッキング、冬期間に必要に応じて着用するカーディガンやオーバーコート類は、制服にマッチし、ことさら華美でないものとする。
- (4) スラックス（スカート）はウエストの位置を合わせて着用する。丈は、スカート丈はひざ頭がかくれる長さ、スラックスはベルトを着用し、丈はくるぶしと踵の間の長さとする。
- (5) 制服は定期的にクリーニング等をおこない、清潔を心がけた着こなしをする。
- (6) 通常は正装を基本とするが、登校後、ブレザーの脱ぎ着やベストを着用しない等、気温や状況にあわせた制服の着こなしをするものとする。サポート部の定める略装期間は、ネクタイを着用しなくともよく、また、ワイシャツのかわりに紺色のポロシャツ（ワンポイント可）の着用を認める。冬期間の寒さ対策としてカーディガンの着用を希望する場合は、ブレザーの下に着用するものとする。
- (7) 略装を認めている期間を除く儀式的行事（各学期の始業式・終業式、入学式、卒業式等）、体験発表会、対外行事（実習販売会等）、進路活動および進路に関わる指導をおこなう時など、指定する行事については正装とする。
- (8) 止むを得ない理由のため規程以外の服装をしなければならないときは「異装願」を提出し、ホームルーム担任の許可を得る。

#### 2 頭 髪

- (1) 常に高校生らしく清潔であること。
- (2) パーマ、染色、脱色は禁止する。

#### 3 履 物

- (1) 上靴は本校指定のものとする。
- (2) ハイヒール、下駄、サンダルは禁止する。
- (3) 校舎内は土足を厳禁する。

#### 4 その他

- (1) 装飾（ピアス・ネックレス、指輪等）、化粧品は禁止する。

### 〔登下校・欠席・遅刻・早退〕

第 3 条 校内の生活においては、この生徒心得にしたがって行動するものとする。

- 1 ショートホームルーム開始 5 分前までに登校し、教室に入る。
- 2 原則として 1 8 時までには下校する。1 8 時以降に校内で活動する場合はホームルーム担任・顧問等の許可を得る。
- 3 止むを得ず遅刻・欠席しなければならないときは、8 時 2 0 分までに学校またはホームルーム担任へ電話連絡する。
- 4 遅刻した場合は遅刻届に、早退する場合は早退届に記入し、ホームルーム担任に提出する。
- 5 登校後は下校時まで外出はしない。止むを得ず外出しなければならないときは、ホームルーム担任に届け出て許可を得る。

### 〔授業〕

第 4 条 次のことに注意すること。

- 1 積極的に参加し、他の迷惑になるような行為はしない。

- 2 学習上の悩みや分からないことは教科担任、ホームルーム担任によく相談すること。
- 3 授業に関係のないものは持参しない。

〔所持品について〕

#### 第 5 条 所持品について

- 1 自己の所持品には必ず記名する等し、自分でしっかり管理する。
- 2 貴重品や多額の金銭は持参しない。やむをえず持参した場合はホームルーム担任に届け、保管してもらう。
- 3 授業中は携帯電話の電源を必ずOFFにし、使用を禁止する。通話はホームルーム担任の許可を得た上で決められた場所でおこなう。
- 4 盗難、紛失、拾得があった場合は自己判断せずホームルーム担任に届け出ること。

〔清掃について〕

#### 第 6 条 常に校内の美化に留意すること。

- 1 常に公共の場であることを心がけ、いつも清潔で気持ちのよい学校生活を過ごせるようにする。
- 2 ゴミは決められた種類ごとに分別して決められた場所に捨てること。
- 3 ペットボトル・空き缶は水洗いをする。
- 4 生ゴミ・ビン・弁当の容器は必ず各自で持ち帰ること。

〔校舎の使用について〕

#### 第 7 条 次のことに留意すること。

##### 1 校舎全般

- (1) 校舎内外の施設・設備・備品類は大切に使用し、万一破損などがあった場合はすぐにホームルーム担任か他の先生に連絡すること。
- (2) 消火栓・火災報知器・防火扉・配電盤などには非常の場合以外は手を触れないこと。
- (3) 特別教室などを使用する場合は、必ず担当の先生の許可を得ること。
- (4) 無用な場所には立ち入らない。

##### 2 食事

- (1) 校舎内で決められた時間にとる。
- (2) ガム・カップめん等は厳禁とする。
- (3) 飲食は原則ホームルーム教室でとる。

## 第 2 章 校外生活

#### 第 8 条 常に本校生徒としての自覚と誇りをもち行動する。

#### 第 9 条 身分証明書は常に携帯し、提示を求められた時は速やかに応じる。

#### 第 10 条 夜間の外出は 21 時までとする。

#### 第 11 条 無断外泊は許可しない。

#### 第 12 条 パチンコ店、クラブ、麻雀荘、酒類を主として提供する飲食店への出入りを禁止する。

#### 第 13 条 飲酒・喫煙・薬物・有機溶剤の乱用、暴力行為・賭博などの行為はしてはならない。

#### 第 14 条 物品売買と物品及び金銭の貸借は禁止する。

#### 第 15 条 校外の各種団体又は、部活動以外の大会・行事への参加は学校の許可を得る。

〔アルバイトについて〕

#### 第 16 条 特に奨励しないが、学業に支障のない限り次の条件で認める。

##### 1 アルバイト届の提出

- (1) 保護者とよく相談の上、所定の用紙に保護者の承諾を得て学校へ届け出る。

##### 2 アルバイト禁止項目

- (1) 風俗営業店及び酒類を主として提供する飲食店
- (2) 自宅・寮からの通勤が、出来ない場合（遠距離通勤でないこと）。
- (3) 危険な機械装置を使用する業務及び作業。
- (4) 自宅・寮への帰宅時間が 21 時を超える。
- (5) 学校で定めた特別活動や特別指導（事後措置含む）等の期間。

〔旅行・キャンプ・登山〕

#### 第 17 条 宿泊を伴う旅行・キャンプ・登山等は保護者等の許可を得ること。

〔長期休業について〕

#### 第 18 条 「休業中の心得」を守ること。

〔下宿について〕

#### 第 19 条 下宿する場合は事前に所定の手続きをとる。

〔交通安全〕

#### 第 20 条 交通安全について

- 1 交通安全道德及び交通法規を守り自他の安全を特に留意する。
- 2 交通安全運動に積極的に参加する。

### 第 3 章 懲 戒

第 2 1 条 校長は教育上必要と認めるときは、生徒を懲戒する。

- 1 生徒指導主事説諭・校長訓戒・停学・退学
- 2 懲戒により退学を命ぜられる者は次の各項に該当する場合である。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと思われる者。
  - (2) 著しく学業を怠り、成業の見込みがないと思われる者。
  - (3) 正当な理由なくして出席が常でない者。
  - (4) 学校の秩序を乱し、校舎・校具を故意に破損したりする者、その他生徒の本分に反した者。

第 2 2 条 停学中に登校させ指導に当たる場合の出席の扱いについては、職員会議の審議を経るものとする。なお、これについては教務規程にならうものとする。

### 第 4 章 車両運転規程

第 2 3 条 この規定は、車両を使用する生徒に対し、生命の安全と傷害の防止をはかることを目的とする。規程を定

第 2 4 条 自動二輪車及び原動機付き自転車の免許証取得は、禁止とする。

第 2 5 条 普通乗用車の免許証の取得条件は、次のとおりである。

- 1 自動車学校の入校は、第 3 学年時にサポート部主催の説明会に参加した上で、所定の用紙に必要事項を記載し、学校に届け出る。
- 2 普通乗用車の自動車学校の入校は 1 1 月に実施する説明会終了後からとする。ただし、進路が決定していない者、成績不良者、懲戒等特別指導、その他卒業が危ぶまれる事案については許可しない。また、進路が決定していない場合でも、先を見通し家庭学習期間内での入校を認める場合もある。
- 3 学校で定めた特別活動や特別指導（事後指導含む）等の期間は自動車学校の通学は認めない。
- 4 教習（入校日も含む）のための欠席・遅刻・早退は認めない。
- 5 受験は、原則として家庭学習期間以降とする。
- 6 最終学科試験は、原則として卒業式の日以降とする。

第 2 6 条 特別な事情で卒業式前に運転免許を取得した場合は、学校に申し出ることとし、運転をすることは禁止とする。

第 2 7 条 自転車を使用して通学しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記載し、学校に届けなければならない。ただし、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 サポート部主催の講習会に、必ず参加すること。
- 2 通学用自転車には必ず本校のステッカーを貼付する。
- 3 降雪期間の自転車の運転は厳禁とする。（1 1 月～3 月）

第 2 8 条 道路交通法は常に守ること。

第 2 9 条 この規程に違反した場合は特別指導の対象とする。

第 3 0 条 上記規程以外の問題点が生じた場合は、そのつど職員会議で審議し決定する。

### 第 5 章 生徒週番規程

〔目 的〕

第 3 1 条 学校生活及安全で快適に過ごせるように校内の巡回を行い、清掃その他の点検により問題点の発見につとめる。

〔構 成〕

第 3 2 条 週番委員は、各学年の風紀常任委員 2 名によって構成され、学年別に編成し 1 週間交替とする。

〔任 務〕

第 3 3 条 次のことに注意すること。

- 1 巡回は毎日放課後に行うが、巡回について留意すべき点は次のとおりである。
  - (1) 清掃用具及び校具の整理整頓状況
  - (2) 清掃状態の良否
  - (3) 火気の注意及び火気用具の管理状況
  - (4) 窓の施錠の確認
  - (5) 校舎、校具の破損の有無
  - (6) その他
- 2 週番は巡回結果について日誌に記入し、風紀常任委員会担当の先生に毎日、日誌を提出する。

- 附則
1. 平成 7 年度一部改正
  2. 平成 8 年度一部改正
  3. 平成 9 年度一部改正
  4. 平成 1 3 年度一部改正
  5. 平成 1 4 年度一部改正

6. 平成20年度一部改正
7. 平成22年度一部改正
8. 平成25年度一部改正
9. 平成28年5月16日一部改正
10. 令和3年4月1日一部改正
11. 令和5年4月1日一部改正
12. 令和6年4月1日一部改正
13. 令和7年4月1日一部改正

## 諸願、届一覧とその手続き

- |    |            |                                  |
|----|------------|----------------------------------|
| 1  | 遅刻・早退届     | 担任（所定の用紙に記入すること）                 |
| 2  | 外出許可願      | 担任（外出許可願に記入すること）                 |
| 3  | 欠席届        | 担任に必ず電話連絡のこと                     |
| 4  | 帰省届        | 担任（帰省届に記入すること）                   |
| 5  | 異装願        | 担任－生徒指導サポート部（所定の用紙に記入すること）       |
| 6  | 校舎使用願      | 担任・顧問（部活動指導整理簿及び校舎使用願に記入すること）    |
| 7  | 部活同好会生徒引率願 | 担任・顧問（所定の用紙に記入、同意書を添付すること）       |
| 8  | 対外諸活動参加許可願 | 担任・顧問・サポート部（所定の用紙に記入、同意書を添付すること） |
| 9  | 自転車通学許可願   | 担任－サポート部（自転車通学許可願に記入すること）        |
| 10 | 下宿・間借届     | 担任－サポート部（下宿・間借届に記入すること）          |
| 11 | アルバイト届     | 担任－サポート部（アルバイト届に記入すること）          |
| 12 | 自動車学校入校許可願 | （所定の用紙に記入すること）                   |

- 附則
1. 平成 9年度一部改正
  2. 平成 9年度一部改正
  3. 平成14年度一部改正
  4. 平成20年度一部改正
  5. 平成28年5月16日一部改正
  6. 令和 5年4月 1日一部改正
  7. 令和 6年4月 1日一部改正